宮古教育事務所便り
第103号
令和5年
9月6日（水）

宮古の風

～ 新しい風は東から ～

毎日、暑い日の連続です。この夏、日本の平均気温は平年と比べると、1.76度高く、気象庁が統計を取り始めてからの 125 年間で最も高くなったそうです。　文責:菊池 正幸

コンプライアンスの徹底を！

ここ数年の月別道交法違反件数は、9月が第１位であるとのことです。特にも、酒気帯び運転は9月が第１位、速度超過は第２位(第１位は4月)となっております。

岩手県教職員コンプライアンス・マニュアルには、「コンプライアンスとは、狭義の意味では「法令順守」ですが、法令だけにとどまらず社会の規範やルールまで含めて遵守することをいうものであり、それによって住民等の期待にこたえることです」と示されています。すなわち、法令によって禁止はされていないが、「それを行ったら住民等の信頼を損なうと考えられる行為」は行わない、法令に直接定められていないが「それを行えば住民等のためになる行為」を行うことがコンプライアンスです。

４月の校長会議の際に配付いたしました「コンプライアンス取組推進状況確認シート」を活用していただき、道交法のみならず、今一度コンプライアンスの徹底について考えていただきたいと思います。

①体罰・不適切な指導について

「道交法については、学校で研修を受け、遵守してきたが、体罰についてはそんなところまでやらないよと思って聞いていた」

「スキンシップのつもりだったので、これが体罰になるとは思っていなかった。」

「痛くなければ大丈夫だろう、これくらいなら大丈夫と思っていた。」

これは、体罰・不適切な指導を行った人の弁です。児童・生徒を一人の人として尊重する姿勢や不祥事防止に向けて、自分事として捉える姿勢が希薄であるように思います。

一方、これらの弁を見て、その先生の心理状態や自身の家庭状況はどうであったのか、職場での人間関係はどうであったのか、これまでの研修はどのように行われていたのか、自分が同じ状況になった場合どうような行動をとるべきか等について考えることが、体罰・不適切な指導を防止するためには重要であると思います。

既に配付しております体罰防止セルフチェック 10 項目シートと併せて下記についてチェックしてみましょう。

- ☐ カッときた時には、大きく呼吸したり、頭の中で6まで数えたり、まずは6秒間程度待つことにしている。
- ☐ 叩いたり、蹴ったりだけではなく、強く引っ張ったり、肩を強く押したりすることも体罰であると理解している。
- ☐ 「頭が悪い」「バカ」「うるせー」「死ね」などの言葉を使うことはない。
- ☐ 忘れ物に対し「1年生に戻す」「リレーの選手にはさせない」等、脅しのようなことを言うことはない。
- ☐ 教材費で購入したドリルやワークなどは、しっかりと活用しており、返却もしている。
- ☐ メールや SNS 等で不適切な内容、児童生徒や学校等が特定される内容を私的に発信することはない。
- ☐ 特定の児童生徒、保護者等と職務に関係のない私的なやりとりを頻繁に行うことはない。
- ☐ ストレスを健全に解消する方法を知っているし、実際にやっている。
- ☐ 悩みや困りごとを相談する人が複数いる。

【通知】児童生徒に対する体罰・暴言等の根絶に向けた所内研修の実施（R5.1.11）

②わいせつ・セクシャルハラスメント行為の禁止(岩手県教職員コンプライアンスマニュアルより)

○ わいせつ行為の具体例

- 部活動の遠征先のホテルでマッサージと称し、女子中学生の胸や陰部に触った。
- 生徒指導を通じて親しくなった女子高生と性行為をした。
- インターネットの出会い系サイトで知り合った女子中学生に対して、児童買春行為をした。
- デパートのエスカレーター付近で、前を歩いていた女性のスカートの中をデジタルカメラで撮影した。
- 登下校中の女子高生に対し、自らの陰部を露出した。

○ セクハラ行為の具体例

- 性的な冗談やからかい
- 食事やデートへの執拗な誘い
- 性的な体験や容姿、異性関係等についての質問
- 性的な噂の流布
- 相手の身体への不必要な接触、凝視
- 執拗な電話やメールの送付等
- 女子だけに掃除や片付けを割り当てる、男子だけに力仕事を割り当てる。
- 「女には任せられない」「男のくせに根性がない」などの、性別による一方的な決め付け

【通知】「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」による「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部改正等について」　(R5.7.24教職第380号)

③パワーハラスメントの禁止(岩手県教職員コンプライアンスマニュアルより)

○ パワハラの具体例(類型区分)

- 暴行・ 傷害(身体的な攻撃)
- 脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)
- 隔離・仲間外し、無視(人間関係からの切り離し)
- 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)
- 業務上の合理性がなく、能力や経験とかけ離れた、程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- 私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)

【ハラスメント防止等に関する基本方針】

https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/kyoushokuin/1006508/1034187.html

④交通法規の遵守

道交法違反の多くは、「一時停止違反」「速度超過」「酒気帯び運転」「シートベルト着用義務違反」「携帯電話使用等違反」などで、出張帰りや週末に自宅に帰る際などに検挙される例が多くあります。違反は、命に関わる重大事と捉え、安全運転を徹底していきましょう。

- □ **停止線で車輪が止まった状態で3秒程度停止し、安全を確認してから徐行する。**
- □ **運転中は、時々スピードメーターで速度を確認している。特に、坂道は注意している。**
- □ **道路標識をよく確認し、制限速度を遵守している。**
- □ **「飲んだら乗らない」を徹底している。**
- □ **翌日仕事がある時は、飲酒量を控え、深夜に及ぶ飲酒を控えている。**
- □ **健康診断の肝機能を参考に、自分のアルコール分解能力を理解している。**
- □ **助手席はもちろん、後部座席の人にもシートベルト着用の声をかけ、確認してから運転開始している。**
- □ **携帯電話は、バッグなどに入れて後部座席に置くなどして、運転中には触れないようにしている。**

【通知】道路交通法の遵守について (R5.6.2 教職第 241 号)

教職員による酒気帯び運転事案の発生について (R5.8.4 教職第 419 号)